

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、円安及び原油価格・物価高騰の影響により、事業に係る経費の増加に直面する事業者の雇用維持及び事業継続を支援するため、町内の中小企業者等に対し、支援金を交付します。

## 支援金額

次の①と②の合計額を交付します。(上限200万円)

①基礎額	②加算額
一律 2万円	主に町内の事業所で働く従業員の数×1万円 ※従業員は、雇用保険被保険者である必要があります。

### 【具体例】

従業員のない個人事業主の場合・・・2万円  
従業員18人の中小企業者の場合・・・20万円

従業員が5人の個人事業主の場合・・・7万円  
従業員が100人の中小企業者の場合・・・102万円

## 対象者

次の全ての要件を満たす事業者を対象とします。



- 町内に事業所を有する事業者であること。※1
- 電気代、ガソリン代、ガス料金、材料代等の事業を営む上で必要となる経費について、令和4年1月から11月までの任意の1月の経費の額が、令和2年又は令和3年の同月の経費の額に対して10%以上増加していること。※2
- 令和4年10月1日時点において町内で事業を行っており、今後も町内で事業継続の意思があること。
- 個人事業主にあっては、事業収入が他の収入以上であること。
- 町税等の滞納がないこと。

※1 全ての業種が対象です。ただし、大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模事業者以外の事業者）及び政治団体・宗教団体・任意団体等の団体は対象外です。

※2 経費の増加額の比較は、確定申告ベースを原則としますが、事業所ごとに分けて経理されている場合には、町内の事業所のみでの計算でも可とします。また、確定申告書類の月別仕入金額（白色申告者の場合は年額仕入金額を12で除した金額）との比較を原則とします。その比較方法で要件を満たさない場合は、主要な経費（例：軽油代、材料代など）の個別単価での比較によることができます。ただし、個別単価による比較の場合には、当該単価の増加額に令和4年の選択月の購入量に乗じて得た金額が1万円以上であることが必要です。

**申請方法など、詳しくは裏面をご確認ください。**

## お問合せ

## 申請に必要な書類について

次の書類を里庄町企画商工課まで郵送または持参してください。各種様式は、里庄町ホームページ及び里庄町企画商工課窓口にあります。

- 1. 里庄町原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2. 経費増加率計算書（様式第2号）
- 3. 【従業員がいる場合のみ】 対象従業員一覧表（様式第3号）
- 4. 【従業員がいる場合のみ】  
ハローワーク発行の「適用事業所台帳ヘッダー1」のコピー  
（直近3か月以内のもの）  
※ハローワーク笠岡で取得してください。ハローワーク笠岡へ提出する提供請求書は、里庄町ホームページ及び里庄町企画商工課窓口にあります。
- 5. 確定申告書類のコピー  
法人：前事業年度分の確定申告書類（確定申告書別表一、法人事業概況説明書）  
※確定申告が不要な法人の場合は提出不要です。詳しくは里庄町ホームページのQ&Aをご確認ください。  
  
個人事業主：令和3年分の確定申告書類  
青色申告書：確定申告書B第一表 と 所得税青色申告決算書  
白色申告書：確定申告書B第一表  
  
上記確定申告書類のコピーで里庄町内に事業所があることが確認できない場合は、法人町民税の確定申告書・開業届・業務委託契約書の写しなど、町内に事業所があることがわかる書類の写しを添付してください。  
※確定申告書は税務署の收受印の押されたものである必要があります。  
(e-TAXの場合は受信通知を印刷したものを添付)
- 6. 「令和2年または令和3年」の選択月の経費の額がわかる書類のコピー
- 7. 「令和4年」の選択月の経費の額がわかる書類のコピー
- 8. 申請者名義の振込口座通帳のコピー（口座の名義や番号等が確認できる書類）
- 9. 町税の完納証明書（法人）または住民票所在地の市町村税の完納証明書（個人事業主）

## 申請方法等

【郵送の場合】※切手はご負担ください。  
封筒に「事業者支援金申請書在中」と朱書きし、企画商工課あてに郵送してください。

（郵送先）  
〒719-0398  
岡山県浅口郡里庄町大字里見1107-2  
里庄町企画商工課

【持参の場合】  
企画商工課まで直接お持ちください。  
記載内容等についてご相談を希望される場合には、事前にご予約をお願いします。  
（申請・予約窓口）  
里庄町企画商工課  
0865-64-3114（直通）  
受付時間：平日9:00～17:00

## 申請受付期間

令和4年12月1日（木）～**令和5年1月31日（火）【必着】**  
従業員がいる事業所はハローワークから取得いただく添付書類があります。申請はお早めに！